

催し

スポーツ

暮らし

子育て

健康・福祉

その他

カレンダー

家屋の変更届出は年内に

固定資産税は、令和5年1月1日時点で固定資産(土地・家屋・償却資産)をお持ちの方にかかる税金です。家屋に変更があり、次に該当する場合は、届け出てください。

- ・ 新築または増築した家屋で、市の家屋調査が行われていない場合
- ・ 家屋を取り壊した場合
- ・ 登記していない家屋の所有者を変更した場合
※法務局で変更の登記をした場合は、届出不要です。

届出方法 市ホームページまたは市民課、能生・青海事務所配布の届出用紙に必要事項を記入のうえ、提出してください。

届出期限 12月28日(水)

届出・問合せ先 市民課 固定資産税係 ☎552-1511

日本政策金融公庫 国の教育ローン

対象 高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学する方

融資条件 1人につき350万円以内

固定金利 年1.95% (11月1日現在)

※母子・父子家庭の方などには金利等の優遇制度があります。

その他 詳細は、日本政策金融公庫ホームページ「国の教育ローン」をご覧ください。

申込・問合せ先 教育ローンコールセンター ☎0570-008656

調理師免許をお持ちの方へ

調理師法で2年ごとの届出が規定されています。12月31日時点の就業状況等を届け出てください。

対象 県内の施設で調理業務を行っている調理師
※パート・アルバイト含む。

届出方法 電子届出(インターネット)、ファクス、郵送または窓口へ直接お持ちください。

届出期間 令和5年1月1日(日・祝)～15日(日)
※窓口は4日(水)から開庁します。
(平日 8:30～17:15)

届出・問合せ先 糸魚川地域振興局 健康福祉部 地域保健課
☎553-1936 FAX 552-8800

赤十字救急法救急員養成講習

と き 令和5年1月28日(土)、29日(日)、
2月5日(日) 9:00～17:00

と ころ 糸魚川地区公民館

内 容 ・ 応急手当の基本
・ 成人の心肺蘇生とAED

講 師 赤十字救急法指導員

対 象 満15歳以上の方

定 員 10人(申込順)

申込期間 12月16日(金)～令和5年1月10日(火)

受講費 3,300円(保険料含む)

その他 3日全ての受講が必要です。

申込・問合せ先 日本赤十字社糸魚川市地区事務局
福祉事務所 援護係 ☎552-1511

雪害によるLPガス事故の防止

次のことに気をつけ、事故を防ぎましょう。

- ・ LPガス容器やメーター周辺、屋外設置の給湯器等は、雪に埋もれることがないように除雪してください。
- ・ 屋根の雪下ろしの際は、周囲のLPガス設備に注意してください。
- ・ 排気筒や吸気口が雪で塞がれていないか、排気筒に破損はないか点検してください。

問 合 先 新潟県LPガス協会 ☎025-267-3171
消防本部 予防係 ☎553-0119

〈糸魚川市〉



LINE

公式アカウント

友だち募集中

友だち追加はこちら



ID: @itoigawacity

問 合 先 総務課 広報統計係 ☎552-1511

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

申請期限は、令和4年12月31日(土)です。【申請・問合せ先】福祉事務所 援護係 ☎552-1511